



課税課からのお知らせ

◆1月4日より税務署で受付を開始します

医療費控除や住宅借入金特別控除等を申告することによって、所得税が還付される方は、1月4日(火)より税務署でいち早く確定申告をすることができます。2、3月の申告の時期は、大変混雑しますので、ぜひお早めに申告をお済ませください。

◆ご確認ください、医療費控除

平成22年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方は、医療費控除として申告することで、所得から差し引くことができる場合があります。

次の計算式から控除額をご確認いただき、必要な方は申告をしてください。

(医療費控除額の計算例)

平成22年中に支払った医療費の総額	保険金などで補填された金額	総所得の5%(最大10万円)	= 医療費控除額(最高200万円)
-------------------	---------------	----------------	-------------------

【補填された金額】次に掲げるものは、支払った医療費から差し引きます

○生命・損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金など

○法令に基づき、医療費の支払を給付原因として支給される給付金(療養費、出産育児一時金、高額療養費など)

○医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金、任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

医療費控除の申告方法

確定申告等をされる際、医療費の領収書を封筒などにまとめ、医療費の明細を作成し一緒に提出してください。医療費の申告用の封筒は税務署・市役所で用意していますので、ご利用ください。

問合せ課税課市民税係☎551・1610

■償却資産をお持ちの方へ

毎年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象になっているもの)を所有している方は、固定資産税が課税されます。必要事項を記入し、1月31日(月)までに課税課へ申告してください。

また、申告書が必要な方や用紙に不足がある方は、お申し出ください。

■家屋を取り壊された方へ

昨年中に家屋を取り壊した場合、平成23年度から取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税が課税対象外となりますので、課税課資産税係までご連絡ください。

問合せ課税課資産税係☎551・1614

さまざまな事情から親元で暮らすことのできるい子どもたちをご家庭に迎えて養育してくださる方を募集しています。

子どもの養育にあたっては、児童相談所の養育相談や研修のほか、養育費の支給など経済的なサポートがあります。

家庭を必要としている子どもたちのために、ぜひ、養育家庭になつてください。

問合せ

子ども家庭支援セ

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等でお子さんを家庭で一時的に養育できないとき、市が委託する施設でお子さんを短期間お預かりします。

対象市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児

看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等でお子さんを家庭で一時的に養育できないとき、市が委託する施設でお子さんを短期間お預かりします。

利用 施設宿泊保育4,000円(1日)、日中保育3,000円(1時間未満)

都立川児童相談所☎523・1

ご利用ください

乳幼児ショートステイ

利用 施設社会福祉法人東京

養育家庭を募集しています

ンター☎539・2555、東京

利用 施設社会福祉法人東京

利用 施設社会福祉法人東京